

中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律の施行までの日程

平成18年6月13日現在

平成18年4月26日(水) 法律公布

< 政省令 >

< 指針等告示 >

6月6日(火)

政令の閣議決定

6月6日(火)午後

中小企業政策審議会経営支援部会
第2回技術小委員会

6月8日(木)

政令の公布

6月13日(火)

中小企業政策審議会経営支援部会
部会議決後、できるだけ早く告示

6月13日(火)

法律の施行

中小企業政策審議会令第6条第6項の
規定により、部会の議決をもって審議会の
議決とすることができる。

6月20日(火)(予定)

告示の公布(官報掲載)

6月20日(火)

認定受付開始

7月下旬以降

戦略的基盤技術高度化事業公募開始